

参照条文目次

一	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）（抄）	1
二	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百一十一号）（抄）	2
三	環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）（抄）	3
四	公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）（公害防止事業団法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律四十三号）による改正前のもの）（抄）	6
五	公害防止事業団法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十三号）（抄）	7
六	公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）（抄）	8
七	環境事業団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十四号）（抄）	9
八	環境事業団法の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十六号）（抄）	10
九	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（抄）	11
十	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）（抄）	11
十一	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（抄）	11
十二	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）	13
十三	商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）	13
十四	法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）（抄）	14
十五	国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）（抄）	14
十六	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）	14
十七	公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第三百三十三号）（抄）	14
十八	公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）（抄）	15

独立行政法人環境再生保全機構法案参照条文

一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 （略）

（設立の登記）

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

（役員職務及び権限）

第十九条 （略）

2 個別法で定める役員（法人の長を除く。）は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

（役員欠格条項）

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（中期目標）

第二十九条 （略）

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 五 （略）

3 （略）

（中期計画）

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・5（略）

（利益及び損失の処理）

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をつめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4・5（略）

（余裕金の運用）

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（財務大臣との協議）

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。

四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

二 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）（抄）

(目的)

第一条 この法律は、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁（水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償並びに被害者の福祉に必要な事業及び大気の汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ることを目的とする。（汚染負荷量賦課金の徴収及び納付義務）

第五十二条 協会は、第四十八条の規定による納付金のうち、第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用並びに第一種地域に係る指定疾病による被害に関して行う公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのもの、第十三条第二項の規定による支払に要する費用並びに協会が行う事務の処理に要する費用（以下「補償給付支給費用等」という。）の一部に充てるため、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設が設置される工場又は事業場を設置し、又は設置していた事業者で、次に掲げるもの（以下「ばい煙発生施設等設置者」という。）から、毎年度、汚染負荷量賦課金を徴収する。

一 第一種地域に係る指定疾病に影響を与える大気の汚染の原因である政令で定める物質を排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、最大排出ガス量が政令で定める地域の区分に依りて政令で定める量以上である工場又は事業場を、各年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この章において同じ。）の初日において設置している事業者

二 第一種地域の指定がすべて解除された場合にあつては、その解除があつた日（以下「基準日」という。）の前日の属する年度（以下「基準年度」という。）の初日において前号の政令で定められていた物質（以下「対象物質」という。）を排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、最大排出ガス量が基準年度の初日において同号の政令で定められていた地域の区分に依りて同号の政令で定められていた量以上であつた工場又は事業場を基準年度の初日において設置していた事業者。ただし、基準日以後も基準日前にされた第四条第一項の認定に係る被認定者及び認定死亡者（以下「既被認定者」という。）に関する補償給付支給費用等が生ずる場合に限る。

2・3 (略)

三 環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）（抄）

(業務の範囲)

第十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 工場及び事業場が集中し、かつ、これらにおける事業活動に伴う公害（以下「産業公害」という。）が著しく、若しくは著しくなるおそれがある地域における産業公害を防止するために工場若しくは事業場が集団して設置されるのに必要な建物（これに附属する建物を含む。）を設置し、又はこれと併せて当該工場若しくは事業場の利用に供するばい煙処理施設、汚水処理施設その他の産業公害を防止するための施設（

これに附属する施設を含む。)を設置し、及びこれらを譲渡すること。

二 前号に規定する地域のうち産業公害が発生するおそれが特に著しい地域において、その発生を防止するために設置することが必要な施設(工場又は事業場の共同の利用に供する施設であつて、当該地域の工場又は事業場の従業員及び住民の福利に資するものに限る。)を設置し、及び譲渡すること。

三 大気汚染による公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域において、大気汚染による公害を防止するために設置することが必要な緑地で、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項第一号に規定する都市公園(以下「都市公園」という。)となるべきものを設置し、及び譲渡すること。

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設(次号において「一般廃棄物処理施設」という。)である同法第二条第二項に規定する一般廃棄物(同号において「一般廃棄物」という。)の最終処分場若しくは同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設(同号において「産業廃棄物処理施設」という。)である同法第二条第四項に規定する産業廃棄物(同号において「産業廃棄物」という。)の最終処分場に係る埋立処分が終了した後のその跡地若しくは公害の原因となる物質により土壌が汚染されている区域又は当該跡地若しくは区域と合わせてそれらの周辺において、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第二条第二項に規定する地球温暖化対策の推進に特に資するとともに、当該跡地又は区域の周辺地域における生活環境の保全に資すると認められる緑地で、都市公園となるべきものを設置し、及び譲渡すること。

五 産業廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる地域において、産業廃棄物の広域的かつ適正な処理及び産業廃棄物処理施設の周辺地域における生活環境の保全を図るため、産業廃棄物処理施設のうち産業廃棄物の最終処分場(当該産業廃棄物の最終処分場が同時に一般廃棄物の最終処分場である場合を含み、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第三項に規定する港湾区域に設置されるものを除く。以下この号において「最終処分場」という。)若しくは最終処分場以外の施設(当該施設が同時に一般廃棄物処理施設である場合を含む。)で政令で定めるものを設置し、又はその設置と併せて当該最終処分場の周辺に、若しくは設置した最終処分場に係る埋立処分が終了した後その跡地に、都市公園となるべき緑地(前号に規定する緑地に該当する緑地を除く。)を設置し、及びこれらを譲渡すること。

六 ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物(第八号において「廃棄物」という。)となつたもの(環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。以下この号及び次号において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」という。)の広域的かつ適正な処理を図るため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の設置及び改良、維持その他の管理を行うこと。

七 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を確かかつ適正に行うことができるものと認められるものとして環境大臣が指定する者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、その処理に要する費用で環境省令で定める範囲のものにつき助成を行うこと。

八 廃棄物の処理に関する技術を企業等の研究開発能力を活用することにより開発し、その成果を普及するほか、廃棄物の処理の促進を図るため必要な調査研究並びに情報の収集、整理及び提供を行うこと。

九 公害を防止するため、その原因となる物質の除去に必要な機材であつて政令で定めるものの貸付けを行うこと。

十 前各号の業務に関する情報又は技術的知識であつて開発途上地域における環境の保全に資するものを整理し、及び提供するとともに、国際協力事業団の委託に基づき、開発途上地域からの技術研修員に対し当該技術的知識を習得させるための研修を行うこと。

十一 環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であつて次に掲げるものに対し、助成を行うこと。

イ 本邦内に主たる事務所を有する民間団体（民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体をいう。以下この号において同じ。）による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

ロ 本邦以外の地域に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

ハ 本邦内に主たる事務所を有する民間団体による本邦内においてその環境の保全を図るための活動で、広範な国民の参加を得て行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

十二 前号に規定する活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。

十三 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 (略)

(区分経理)

第二十五条 事業団は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十八条第一項第六号及び第七号の業務並びにこれらに附帯する業務

二 第十八条第一項第十一号及び第十二号の業務並びにこれらに附帯する業務

三 前二号に掲げる業務以外の業務

2 (略)

(借入金及び環境事業団債券)

第二十七条 事業団は、環境大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は環境事業団債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2) 8 (略)

(債務保証)

第二十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第十八条第一項第六号の業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための事業団の長期借入金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができるとする債務を除く。）について保証することができる。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金)

第三十五条 事業団は、第十八条第一項第六号の業務に要する費用で環境省令で定める範囲内のもの及び同項第七号の業務に要する費用に充てるためにポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を設け、次条の規定により交付を受けた補助金とポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てることを条件として政府及び都道府県以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 (略)

(地球環境基金)

第三十七条 事業団は、第十八条第一項第十一号及び第十二号の業務並びにこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によつて得られた地球環境基金を設け、第三条の第二項後段の規定により政府が示した金額と地球環境基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 (略)

四 公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）（公害防止事業団法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律四十三号）による改正前のもの）（抄）

(業務の範囲)

第十八条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 工場及び事業場が集中し、かつ、これらにおける事業活動に伴う大気の汚染、水質の汚濁等による公害（以下「産業公害」という。）が著しく、又は著しくなるおそれがある地域において、工場又は事業場の共同の利用に供するばい煙処理施設、汚水処理施設その他の産業公害を防止するための施設（これに附属する施設を含む。）を設置し、及び譲渡すること。

二 前号に規定する地域において、産業公害を防止するために行なわれる工場又は事業場の建物の利用の共同化に必要な建物（これに附属する建物を含む。）を設置し、及び譲渡すること。

三 第一号に規定する地域における産業公害を防止するために移転する工場若しくは事業場が集団して設置されるのに必要な敷地を造成し、又はこれとあわせて当該工場若しくは事業場のための同号に規定する施設を設置し、及びこれらを譲渡すること。

四 第一号に規定する地域のうち産業公害が発生するおそれが特に著しい地域において、その発生を防止するために設置することが必要な施設（工場又は事業場の共同の利用に供する施設であつて、当該地域の工場又は事業場の従業員及び住民の福利に資するものに限る。）を設置し、及び譲渡すること。

五 第一号に規定する施設その他の産業公害を防止するための施設（これに附属する施設を含む。）であつて政令で定めるものを設置しようとする者に対し、その設置に必要な資金の貸付けを行なうこと。

六 前五号の業務に附帯する業務を行なうこと。

五 公害防止事業団法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十三号）（抄）

公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

（略）

第十八条各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 工場及び事業場が集中し、かつ、これらにおける事業活動に伴う公害（以下「産業公害」という。）が著しく、若しくは著しくなるおそれがある地域における産業公害を防止するために工場若しくは事業場が集団して設置されるのに必要な建物（これに附属する建物を含む。）を設置し、又はこれと併せて当該工場若しくは事業場の利用に供するばい煙処理施設、汚水処理施設その他の産業公害を防止するための施設（これに附属する施設を含む。）を設置し、及びこれらを譲渡すること。

第十八条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第一号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三 大気汚染による公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域において、大気汚染による公害を防止するために設置することが必要な緑地で、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項第一号に規定する都市公園となるべきものを設置し、及び譲渡すること。

四 自然公園法（昭和三十二年法律百六十一号）第二条第一号に規定する自然公園（都道府県立自然公園を除く。以下この号において同じ。）の区域において、利用者の過度の集中に伴う公害を防止するため、同法第十四条第三項又は第十五条第三項の規定による認可を受けて、自然公園の利用のための複合施設（二以上の同法第二条第六号に規定する施設を併せて整備するもので政令で定めるものをいう。）であつて汚水処理施設その他の公害を防止するための施設（これに附属する施設を含む。）を併設するものを設置し、及び譲渡すること。

第十八条第五号を次のように改める。

五 次のイから八までに掲げる者に対し、それぞれイから八までに定める資金の貸付けを行うこと。

イ ばい煙処理施設、汚水処理施設その他の産業公害を防止するための施設（これに附属する施設を含む。）であつて政令で定めるものを設置しようとする者 その設置に必要な資金

ロ 公害の原因となる物質による市街地の土壌の汚染を防止し又は除去するための覆土事業その他の政令で定める事業を行おうとする者 その事業に必要な資金

ハ 水質の汚濁による公害を防止するための施設であつて政令で定めるもの（これに附属する施設を含む。）の設置に必要な資金の貸付けを行う者（金融機関を除く。） その貸付けに必要な資金

第十八条第六号中「前五号」を「前各号」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加える。

2 事業団は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内において、委託に基づき、主務大臣の認可を受けて、同項第一号から第四号までの業務として行う工事と密接な関連を有する工事を行うことができる。

六 公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）（抄）

公害防止事業団法（昭和四十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

（略）

第十八条第一項第三号中「都市公園」の下に「（以下「都市公園」という。）」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第四項に規定する産業廃棄物（以下この号において「産業廃棄物」という。）の広域的な処理が必要であると認められる地域において、産業廃棄物の広域的かつ適正な処理及び同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設（以下この号において「産業廃棄物処理施設」という。）の周辺地域における生活環境の保全を図るため、産業廃棄物処理施設のうち産業廃棄物の最終処分場（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域に設置されるものを除く。以下この号において「最終処分場」という。）若しくは産業廃棄物の脱水、乾燥、焼却若しくは破碎を行うための施設で政令で定めるものを設置し、又はその設置と併せて当該最終処分場の周辺に、若しくは設置した最終処分場に係る埋立処分が終了した後その跡地に、都市公園となるべき緑地を設置し、及びこれらを譲渡すること。

第十八条第一項第六号を同項第八号とし、同項第五号口中「又は」を「若しくは」に改め、「定める事業」の下に「又は当該土壌の汚染と関連する地下水の水質の汚濁を防止し若しくは当該汚濁に係る地下水の水質を浄化するための遮水事業その他の政令で定める事業」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 前各号の業務に関する情報又は技術的知識であつて開発途上にある海外の地域における環境の保全に資するものを整理し、及び提供するこ
と。

第十八条第一項第四号の次に次の一号を加える。

五 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二十三条に規定する集団施設地区の区域でその区域内における同法第二条第六号に規定する施設（以下この号において「公園施設」という。）を一体的に整備することが必要なものにおいて、同法第十四条第三項又は第十五条第三項の規定による認可を受けて、自然公園の保護及び利用者の自然環境に関する理解の増進を図り、並びにその他自然公園の健全な利用に資するために設置することが必要な複合施設（二以上の公園施設であつてその組合せ及び配置が政令で定める要件に適合するものをいう。）を設置し、及び譲渡すること。

第十八条第二項中「第四号」を「第五号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

七 環境事業団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十四号）（抄）

第一条 環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

（略）

第十八条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設（次号において「一般廃棄物処理施設」という。）である同法第二条第二項に規定する一般廃棄物（同号において「一般廃棄物」という。）の最終処分場若しくは同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設（同号において「産業廃棄物処理施設」という。）である同法第二条第四項に規定する産業廃棄物（同号において「産業廃棄物」という。）の最終処分場に係る埋立処分が終了した後のその跡地若しくは公害の原因となる物質により土壌が汚染されている区域又は当該跡地若しくは区域と合わせてそれらの周辺において、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条第二項に規定する地球温暖化対策の推進に特に資するとともに、当該跡地又は区域の周辺地域における生活環境の保全に資すると認められる緑地で、都市公園となるべきものを設置し、及び譲渡すること。

第十八条第一項第四号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第二条第四項に規定する」、「（以下この号において「産業廃棄物」という。）」、「同法第十五条第一項に規定する」及び「（以下この号において「産業廃棄物処理施設」という。）」を削り、「最終処分場（）」の下に「当該産業廃棄物の最終処分場が同時に一般廃棄物の最終処分場である場合を含み、」を、「の施設」の下に「（当該施設が同時に一般廃棄物処理施設である場合を含む。）」を、「緑地」の下に「（前号に規定する緑地に該当する緑地を除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物（以下この号並びに第三十五条第一項第五号及び第六号において「廃棄物」という。）の処理に関する技術を企業等の研究開発能力を活用することにより開発し、その成果を普及するほか、廃棄物の処理

の促進を図るため必要な調査研究並びに情報の収集、整理及び提供を行うこと。

第十八条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 公害を防止するため、その原因となる物質の除去に必要な機材であつて政令で定めるものの貸付けを行うこと。

第十八条第一項第七号中「提供する」の下に「とともに、国際協力事業団の委託に基づき、開発途上地域からの技術研修員に対し当該技術的知識を習得させるための研修を行う」を加える。

第十八条第二項中「第五項まで」を「第四号まで又は第五号」に改める。

(略)

第二条 環境事業団法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中第十号を第十二号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の二を第八号とし、第六号を削り、第五号を第七号とし、第四号の二を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の二を第四号とし、同条第二項中「第四号」を「第五号」に、「第五号」を「第七号」に改める。

八 環境事業団法の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十六号）（抄）

環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

(略)

第十八条第一項第五号中「産業廃棄物の脱水、乾燥、焼却若しくは破碎を行うため」を「最終処分場以外」に改め、同項中第十二号を十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号を削り、同項第六号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物（以下この号並びに第三十五条第一項第五号及び第六号において「廃棄物」という。）」を「廃棄物」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物（第八号において「廃棄物」という。）となつたもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。以下この号及び次号において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」という。）の広域的かつ適正な処理を図るため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の設置及び改良、維持その他の管理を行うこと。

七 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を確実にかつ適正に行うことができるものと認められるものとして環境大臣が指定する者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、その処理に要する費用で環境省令で定める範囲内のものにつき助成を行うこと。

第十八条第二項中「同項第一号から第五号まで又は第七号」を「同項第一号から第六号まで」に改める。

九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

2 （略）

十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（抄）

（準用）

第十五条の二の三 第八条の四の規定は産業廃棄物処理施設の設置者（第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第一項の許可を受けたものに限る。）について、第八条の五の規定は産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であつて環境省令で定めるものについて同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第八条の四中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあり、及び「当該一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、第八条の五第一項中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、「一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場」とあるのは「産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場」と、「第八条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、同条第四項及び第六項中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、同条第七項中「第九条の五第三項、第九条の六第一項又は第九条の七第一項」とあるのは「第十五条の四において準用する第九条の五第三項、第九条の六第一項又は第九条の七第一項」と、「第八条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と読み替えるものとする。

十一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一 補助金

二 負担金（国際条約に基く分担金を除く。）

三 利子補給金

四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2・3 (略)

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 国以外の者が相当の反対給付を受けずに交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5・6 (略)

7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(補助金等の交付の条件)

第七条 (略)

2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

3・4 (略)

(実績報告)

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 (略)

(不当干渉等の防止)

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に

遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

十二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 次に掲げる者をいう。

イ 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第七十九条又は第八十二条の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含むものとする。）

ロ 特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この号、第十二条第一項及び第四十一条第二項において同じ。）以外の独立行政法人に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含むものとする。）

二七（略）

2・3（略）

十三 商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第三百九条 社債管理会社ハ社債権者ノ為ニ弁済ヲ受ケ又ハ債権ノ実現ヲ保全スルニ必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス

社債管理会社ガ弁済ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ公告シ且知レタル社債権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ社債権者ハ債券ト引換ニ償還額ノ、利札ト引換ニ利息ノ支払ヲ請求スルコトヲ得

第三百十条 社債管理会社ニ以上アルトキハ其ノ権限ニ属スル行為ハ共同シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第三百十一条 社債管理会社ニ以上アルトキハ社債権者ニ対シ連帯シテ弁済額ノ支払ヲ為ス義務ヲ負フ

十四 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）（抄）

第三条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣）の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

十五 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）（抄）

（外貨債務の保証）

第二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が国際復興開発銀行又は外国政府金融機関（当該金融機関に対する出資の金額の半額以上が外国政府の出資により設立されたものであつて政令で定めるものをいう。）（以下「国際復興開発銀行等」という。）からの資金の借入契約に基づき外貨で支払わなければならない債務について、予算をもつて定める金額（法人ごとにその金額を定めることが困難であるときは、保証契約をすることができる金額を総額をもつて定めるものとし、この場合においては当該総額。次項において同じ。）の範囲内において、保証契約をすることができる。

一から四まで 削除

五 日本道路公団

六 首都高速道路公団

七 電源開発株式会社

八 その他政令で定める法人

2・3 （略）

十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（抄）

第一条 銀行其ノ他ノ金融機関（政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル以下金融機関ト称ス）ハ他ノ法律ニ拘ラズ内閣総理大臣ノ認可ヲ受ケ信託業法ニ依リ信託会社ノ営ム業務（政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク以下信託業務ト称ス）ヲ営ムコトヲ得

・ （略）

十七 公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第三百三十三号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

2 この法律において「公害防止事業」とは、次に掲げる事業であつて、事業者の事業活動による公害を防止するために事業者によるその費用の全部又は一部を負担させるものとして国又は地方公共団体が実施するものをいう。

一 工場又は事業場が設置されており、又は設置されることが確実にある地域の周辺の地域において実施される緑地その他の政令で定める施設
の設置及び管理の事業

二 五 (略)

3・4 (略)

十八 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「公害防止対策事業」とは、国又は地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する事業その他公害の防止のための事業で次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 工場又は事業場が設置されており、又は設置されることが確実にある地域の周辺の地域において実施される緑地その他これに類する政令で定める施設の設置の事業

三 九 (略)